

令和８年度指定管理鳥獣捕獲等事業(効果的捕獲促進事業)捕獲業務(竜ヶ岳)

業務説明書

1. 目的

ニホンジカの生息数の増加や生息範囲の拡大に伴い、農林業被害に対しては有害捕獲が進められている。一方で高標高域や奥山においては、捕獲条件が厳しく困難なため、ニホンジカの滞留を招き、利用頻度および利用量（利用強度）が増大し、植生への影響が顕在化している。これまで同事業調査業務によって、捕獲困難地である高標高域や奥山において滞留するニホンジカ局所個体群の利用形態等を把握し、広域捕獲計画を策定した。

本業務では、広域捕獲計画に基づき、センサーカメラや誘引餌を活用し、安全で効果的効率的な捕獲または排除等を推進する。

2. 実施場所

鈴鹿山系竜ヶ岳周辺区域

3. 業務期間

契約締結の日から令和９年１月２２日まで

4. 業務内容

当業務は、本業務説明書のほか、別に定める「鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」および「(鈴鹿山系竜ヶ岳区域) 広域捕獲計画」(以下、「広域捕獲計画」とする。)に基づき(共通仕様書との差異がある場合は、本書を優先する)実施すること。

なお業務説明書は、採用された提案内容を反映した後に、「令和８年度指定管理鳥獣捕獲等事業(効果的捕獲促進事業)捕獲業務(竜ヶ岳) 特記仕様書」と名称を改め、上記書類とともに(以下、「仕様書等」とする。)、当業務の内容を示すものとする。

(1) ニホンジカ捕獲

- ・銃猟ではなく、くくりわな等で捕獲する(止め差しで銃を活用することは妨げない)。当該地は登山客等が多く、登山道のみならず、けもの道においても人が利用している状況である。そのため、けもの道にくくりわな等を設置するのではなく、誘引餌を活用し、人の利用頻度が低く安全性を担保しうる箇所を選定して捕獲を実施すること。
- ・誘引に関しては別添資料１「誘引の手引き」を活用することとし、センサーカメラ等により餌への執着状況や人の利用状況等を把握し、安全性や効率性を高めるように努めること。また誘引餌は、錯誤捕獲防止の観点から、成形固形化牧草(へ

イキューブ）等を用いることとし、ニホンジカ以外の動物が捕獲された場合は、速やかに放獣すること（ただし、イノシシなどの有害鳥獣の場合は委託者と協議の上、必要に応じて適切に処理すること）。特にツキノワグマ・ニホンカモシカが誤って捕獲された場合は、委託者と協議し適切に対応すること。

- ・ 捕獲実施区域は、原則として、別添資料 2 で定める区域内とする。天候等状況により区域内での実施が困難な場合は、委託者と協議すること。捕獲作業によりニホンジカの警戒心等から捕獲効率が下がる可能性がある。そのため、捕獲エリア複数箇所の設定や誘引だけの期間（捕獲作業を行わない期間）を設けるなど捕獲効率が下がらないように努めること。
- ・ 過年度調査より、捕獲実施区域付近では 9 月中旬～11 月中旬にニホンジカが滞留していると考えられることから、捕獲実施期間は上記期間を考慮し、決定すること。
- ・ 捕獲設定数量は次の①および②とし、いずれかの数量を達成しない場合は契約額の変更を行うものとする。また捕獲数が 15 頭を超える場合、設計変更の対象とするが、予算に限りがあるため監督職員と事前に協議すること。
 - ① ニホンジカを 15 頭捕獲
 - ② 捕獲作業（事前誘引、わなの点検、給餌、カメラの点検、カメラデータ回収等）として 16 日間、捕獲従事者が延べ 32 人日以上の出役
- ・ 捕獲従事者は、本事業の実施目的を理解するとともに、ニホンジカの捕獲技術に優れていることや、自身の安全管理、他者への安全対策が自律的に実施でき、倫理観が高く機動的に対応できる狩猟免許所持者とし、過去 10 年間に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法などの狩猟関係法令に違反していない者で受託者が定めた者とする。
- ・ 捕獲個体は、個体群特性の把握に活用するため、次の計測等を行う。
 - 7. 体重、全長、肩高長等、幼獣の場合は「前足付け根～尻間長」等を捕獲個体整理票（第 4 号様式）に記録する。
 - 4. 切歯（下あご前歯 左右各 1 本）および尻尾を採取し、提出するものとする。
- ・ 捕獲個体は、前記に規定する計測等を行った後は、と体・残滓を山野に放置することなく埋設するなど、法令等に従って適正に処理するものとする。個別に埋設する場合は 5 頭に 1 頭の割合で、埋設前・埋設後の写真を撮影し記録するものと

する。野生動物による掘り返しや地下水等に影響がないよう周辺環境に配慮するものとする。

(2) 各種書類の作成（作業記録簿(日報)、捕獲個体整理票および他書類）

・捕獲等の作業を行った場合は、作業記録簿(日報)（第3号様式）を作成する。任意の様式を使用する場合は委託者と協議する。なお、わなの設置基数や箇所についても同様に作成すること。

捕獲があった場合は、不正な2次利用防止の観点から捕獲個体整理票（第4号様式）を作成するとともに、尻尾を切り取った上、上記切歯および以下捕獲個体の記録写真とともに、提出するものとする。

記録写真は、以下の①および②の方法で撮影した写真を1枚ずつ添付すること。

- ① 全景写真（捕獲個体のアップ写真）：捕獲個体の頭を右向けにして寝させ、右腹にスプレー等番号（青色以外）を記入し、頭と胴体の全身が写るように撮影。尻尾を切断してから、切り取った尻尾と一緒に、また日付を入れて撮影すること。
- ② 捕獲個体と捕獲者が写った写真：頭を右にして寝かせ、番号を書いた捕獲個体と捕獲者と背景が一緒に写るように撮影。写真には日付を入れて撮影すること。捕獲個体番号は「R 8（竜ヶ岳・8年度）－1」から開始し、番号が重複しないようにすること。

5. 関係法規の遵守およびそれらに関する手続き等

- (1) 受託者は、業務実施にあたっては関係法規を遵守し、業務の円滑な進捗を心掛け、諸法令の運営、適用は受託者の負担と責任において行われることとする。
- (2) 受託者は、業務実施にあたり関係機関との連絡を保つとともに、それらの関係機関への届け出等が必要な場合には、受託者の責任と費用負担において、法令または委託契約書の定めにより実施しなければならない。
- (3) 受託者は、前項に規定する届け出等の実施にあたっては、あらかじめ委託者と協議し、その内容を記載した文書を委託者に提出しなければならない。

6. 現場代理人について

受託者は、業務における「現場代理人」を定め、委託者に届け出るものとする。現場代理人は仕様書等に基づき、業務の技術および安全にかかる管理および統括を行うものとする。

7. 業務計画書の作成について（※提案内容を反映すること）

業務計画書の作成について（※提案内容を反映させること）

受託者は、業務着手前に業務委託約款及び当仕様書に基づいて業務計画書を委託者に提出することとする。この場合、業務計画書には別に規定するものを除いて次の事項について記載することとする。

- ・業務工程表（第1号様式）
- ・捕獲の実施方法（※提案内容を反映させること）
- ・業務実施体制表
- ・捕獲従事者名簿
- ・安全対策について（※提案内容を反映させること）
- ・緊急時の連絡態勢および対応について
- ・その他実包管理一覧表等必要事項（銃を活用しない場合、必要としない）

8. 打ち合わせ協議について

受託者は、委託者の指示する段階において打ち合わせ協議を2回実施するとともに、作業中においても委託者と密接な連絡を取ることとする。また、その際の記録を業務打合簿に記録し、2部作成して発注者、受注者それぞれが押印し、同じものを保管する。

9. 安全対策（安全管理・安全教育）について

- （1）受託者は、捕獲業務実施期間中に人身事故の防止に努め、交通の妨害となるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように、十分な注意を払わなければならない。
- （2）受託者は、捕獲時に従事者に所定の腕章を装着させ、事故の未然防止にかかる安全教育を調査者に行い、調査機材については必要な表示等を行うとともに必要に応じて安全誘導員、案内看板等を配置し、地元住民および登山者の安寧の維持に努めるものとする。
- （3）受託者は、捕獲時に登山等の入山者に対して、必要に応じて周知を行い、苦情等のないよう円滑な業務遂行に努めるものとする。
- （4）受託者は、捕獲時に委託者に対して担当職員の立ち会いを求めることができ、委託者は必要に応じて担当職員を立ち会わせるものとする。

10. 事故防止、その他

- （1）受託者は、業務実施中に業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故または第三者に対して損害を与える事故が発生したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等を委託者に報告しなければならない。
- （2）受託者は、県民等から苦情等を受けた場合は速やかに委託者に報告しなければならない。

らない。

1 1. 成果物

報告書 ファイル製本 （A 4 版） 2 部

報告書の電子データを収納した電子媒体（ファイル製本報告書に添付すること）。1 部

なお、受託者は、委託者が認めた場合の成果物の二次利用においても、その都度、委託者と協議の上、その利用の取り決めを行うものとする。

また、成果物の提出は、契約期間内に行うものとする。